原料費調整制度に基づく 平成25年4月のガス料金について

平成 25 年 2 月 27 日 上越市ガス水道局

上越市ガス水道局は、「原料費調整制度」に基づいて平成25年4月検針分に適用される単位料金 を平成25年3月検針分と同額とさせていただきます。

今回のガス料金の調整は平成24年11月~平成25年1月のLNG平均価格(貿易統計値)により算定された平均原料価格に基づくものです。なお、今回の平均原料価格(18,470円/トッ)が上越市一般ガス供給約款第30条第2項第2号で規定する平均原料価格の上限額を超えたため、上限額16,060円/トッで計算します。

また、平成25年4月検針分に適用する料金につきましては、広報上越3月15日号での記事掲載、 ガス水道局本局及び営業所の窓口での掲示、検針時に各戸にお届けする「ガス水道使用量のお知らせ (検針票)」等でお知らせいたします。

以上

料 金 表 (平成25年4月)

● 供給約款料金(各月のご使用量に応じてA・B・Cいずれかの料金表が適用されます)平成25年3月に適用する調整単位料金と比較した場合同額となり、基準単位料金に対しては4.72円(税込)上方調整して料金を算定します。

また、基本料金は変わりません。

| 区分 | 料金表A | 料金表B | 料金表C |
|--------|------------------------|----------|------------------------|
| 月間使用量 | 0 ~ 2 5 m ³ | 26~250m³ | 2 5 1 m ³ ~ |
| 基本料金 | 257 | 200 | 6.0.0 |
| (円/月) | 3 5 7 | 3 9 9 | 609 |
| 調整単位料金 | 100 00 | 105 01 | 104 47 |
| (円/m³) | 106.99 | 105.31 | 104.47 |
| (参考) | | | |
| 3 月 | (106.99) | (105.31) | (104.47) |
| 調整単位料金 | | | |

【ガス料金の計算式】

1 か月のガス料金 = 基本料金 + ガス使用量 × 基準単位料金(原料費調整制度に基づく 単位料金の調整を行う場合は、その調整単位料金)

(上記計算の結果、1円未満の端数が生じた場合は端数を切り捨てます)

標準家庭における影響

| 1か月のご使用量 | 平成25年4月 適用料金 | 平成25年3月 適用料金 | 増減額 | 増減率 |
|--------------------|-----------------|-----------------|------|--------|
| 4 3 m ³ | 4,927円/月 | 4,927円/月 | 0円/月 | 0. 00% |

| | 平成24年11月~平成25年1月 | 平成24年10月~平成24年12月 |
|----------|------------------|-------------------|
| | (4月検針分に適用) | (3月検針分に適用) |
| 平均原料価格※1 | 18,470円/トン | 17,430円/トン |

基準平均原料価格※2

10,040円//シ

- ※1 平均原料価格=LNG平均価格×0.27
- ※2 基準平均原料価格は、料金改定時に設定した原料価格(平成21年6月から8月までのLNG平均価格 37, 190円×0. 27)
- ◆ 平均原料価格の算定

平均原料価格=LNG平均価格(平成24年11月~平成25年1月貿易統計値)×0.27

=68,400円/¹>×0.27

= 18, 468. 0円/シ

↓ (10 円未満四捨五入)

= 18.470円/5

※<u>上越市ガス水道局一般ガス供給約款 30 条 2 項 (2) で規定する平均原料価格の上限額を超えたため、上限額 1 6, 0 6 0 円 / トンで計算します。</u>

◆ 原料価格変動額の算定

原料価格変動額=平均原料価格-基準平均原料価格

= 16, 060 四/ 1 $_{2}$ - 10, 040 四/ 1 $_{2}$

=6.020円/トン

↓ (100 円未満切捨て)

=6,000円//シ

◆ 調整単位料金(1m³あたり)の算定(一般契約B区分の場合)

調整単位料金=基準単位料金+原料価格変動額/100円×0.075円×1.05

- =100.59 円 + 6, 000円 \angle 100円 \times 0.075 円 \times 1.05
- =100.59円+4.725円
- =105.315円

↓ (小数点第3位以下切捨て)

=105.31円

※ 原料価格変動額100円につき基準単位料金単価を1m³あたり0.07875円(0.075円に1.05を乗じた値)調整します。

- 基準単位料金単価に対し、1m3あたり4.72円(税込)調整します。
- 平成25年3月に適用される調整単位料金と比較した場合、同額となります。

原料費調整制度に基づく 平成25年5月のガス料金について

平成 25 年 4 月 2 日 上越市ガス水道局

上越市ガス水道局は、「原料費調整制度」に基づいて平成25年5月検針分に適用される単位料金 を平成25年4月検針分と同額とさせていただきます。

今回のガス料金の調整は平成24年12月~平成25年2月のLNG平均価格(貿易統計値)により算定された平均原料価格に基づくものです。なお、今回の平均原料価格(19,850円/トッ)が上越市一般ガス供給約款第30条第2項第2号で規定する平均原料価格の上限額を超えたため、上限額16,060円/トッで計算します。

また、平成25年5月検針分に適用する料金につきましては、広報上越4月15日号での記事掲載、 ガス水道局本局及び営業所の窓口での掲示、検針時に各戸にお届けする「ガス水道使用量のお知らせ (検針票)」等でお知らせいたします。

以上

料 金 表 (平成25年5月)

● 供給約款料金(各月のご使用量に応じてA・B・Cいずれかの料金表が適用されます)平成25年4月に適用する調整単位料金と比較した場合同額となり、基準単位料金に対しては4.72円(税込)上方調整して料金を算定します。

また、基本料金は変わりません。

| 区分 | 料金表A | 料金表B | 料金表C |
|--------|------------------------|----------|------------------------|
| 月間使用量 | 0 ~ 2 5 m ³ | 26~250m³ | 2 5 1 m ³ ~ |
| 基本料金 | 357 | 399 | 6.0.0 |
| (円/月) | 357 | 399 | 609 |
| 調整単位料金 | 106 00 | 105 21 | 104 47 |
| (円/m³) | 106.99 | 105.31 | 104.47 |
| (参考) | | | |
| 4 月 | (106.99) | (105.31) | (104.47) |
| 調整単位料金 | | | |

【ガス料金の計算式】

1 か月のガス料金 = 基本料金 + ガス使用量 × 基準単位料金(原料費調整制度に基づく 単位料金の調整を行う場合は、その調整単位料金)

(上記計算の結果、1円未満の端数が生じた場合は端数を切り捨てます)

標準家庭における影響

| 1か月のご使用量 | 平成25年5月 適用料金 | 平成25年4月 適用料金 | 増減額 | 増減率 |
|--------------------|--------------|-----------------|------|--------|
| 4 3 m ³ | 4,927円/月 | 4,927円/月 | 0円/月 | 0. 00% |

| | 平成24年12月~平成25年2月 | 平成24年11月~平成25年1月 |
|----------|------------------|------------------|
| | (5月検針分に適用) | (4月検針分に適用) |
| 平均原料価格※1 | 19,850円/トン | 18,470円/トン |

10,040円/シ

- ※1 平均原料価格=LNG平均価格×0.27
- ※2 基準平均原料価格は、料金改定時に設定した原料価格(平成21年6月から8月までのLNG平均価格 37, 190円×0. 27)
- ◆ 平均原料価格の算定

平均原料価格=LNG平均価格(平成24年12月~平成25年2月貿易統計値)×0.27

=73, 520 円/ 1 \times \times 0. 27

=19,850.4円/シ

↓ (10 円未満四捨五入)

=19.850円/5

※上越市ガス水道局一般ガス供給約款 30 条 2 項 (2) で規定する平均原料価格の上限額を超えたため、上限額 1 6, 0 6 0 円 / トッで計算します。

◆ 原料価格変動額の算定

原料価格変動額=平均原料価格-基準平均原料価格

= 16, 060 四/ 1 $_{2}$ - 10, 040 四/ 1 $_{2}$

=6.020円/トン

↓ (100 円未満切捨て)

=6,000円//シ

◆ 調整単位料金(1m³あたり)の算定(一般契約B区分の場合)

調整単位料金=基準単位料金+原料価格変動額/100円×0.075円×1.05

- =100.59 円 + 6, 000円 \angle 100円 \times 0.075 円 \times 1.05
- =100.59円+4.725円
- =105.315円
 - ↓ (小数点第3位以下切捨て)

=105.31円

※ 原料価格変動額100円につき基準単位料金単価を1m³あたり0.07875円(0.075円に1.05を乗じた値)調整します。

- 基準単位料金単価に対し、1m3あたり4.72円(税込)調整します。
- 平成25年4月に適用される調整単位料金と比較した場合、同額となります。

原料費調整制度に基づく 平成25年6月のガス料金について

平成 25 年 5 月 7 日 上越市ガス水道局

上越市ガス水道局は、「原料費調整制度」に基づいて平成25年6月検針分に適用される単位料金 を平成25年5月検針分と同額とさせていただきます。

今回のガス料金の調整は平成25年1月~平成25年3月のLNG平均価格(貿易統計値)により 算定された平均原料価格に基づくものです。なお、今回の平均原料価格(21,010円/トン)が上 越市一般ガス供給約款第30条第2項第2号で規定する平均原料価格の上限額を超えたため、上限額 16,060円/トンで計算します。

また、平成25年6月検針分に適用する料金につきましては、広報上越5月15日号での記事掲載、 ガス水道局本局及び営業所の窓口での掲示、検針時に各戸にお届けする「ガス水道使用量のお知らせ (検針票)」等でお知らせいたします。

以上

料 金 表 (平成25年6月)

● 供給約款料金(各月のご使用量に応じてA・B・Cいずれかの料金表が適用されます)平成25年5月に適用する調整単位料金と比較した場合同額となり、基準単位料金に対しては4.72円(税込)上方調整して料金を算定します。

また、基本料金は変わりません。

| 区分 | 料金表A | 料金表B | 料金表C |
|--------|------------------------|----------|------------------------|
| 月間使用量 | 0 ~ 2 5 m ³ | 26~250m³ | 2 5 1 m ³ ~ |
| 基本料金 | 257 | 200 | 6.0.0 |
| (円/月) | 3 5 7 | 3 9 9 | 609 |
| 調整単位料金 | 100 00 | 105 01 | 104 47 |
| (円/m³) | 106.99 | 105.31 | 104.47 |
| (参考) | | | |
| 5 月 | (106.99) | (105.31) | (104.47) |
| 調整単位料金 | | | |

【ガス料金の計算式】

1 か月のガス料金 = 基本料金 + ガス使用量 × 基準単位料金(原料費調整制度に基づく 単位料金の調整を行う場合は、その調整単位料金)

(上記計算の結果、1円未満の端数が生じた場合は端数を切り捨てます)

標準家庭における影響

| 1か月のご使用量 | 平成25年6月 適用料金 | 平成25年5月 適用料金 | 増減額 | 増減率 |
|--------------------|-----------------|-----------------|------|--------|
| 4 3 m ³ | 4,927円/月 | 4,927円/月 | 0円/月 | 0. 00% |

| | 平成25年1月~平成25年3月 | 平成24年12月~平成25年2月 |
|----------|-----------------------|------------------|
| | (6月検針分に適用) (5月検針分に適用) | |
| 平均原料価格※1 | 21,010円/トン | 19,850円/トン |

基準平均原料価格※2

10,040円//シ

- ※1 平均原料価格=LNG平均価格×0.27
- ※2 基準平均原料価格は、料金改定時に設定した原料価格(平成21年6月から8月までのLNG平均価格 37, 190円×0. 27)
- ◆ 平均原料価格の算定

平均原料価格=LNG平均価格(平成25年1月~平成25年3月貿易統計値)×0.27

= 77, 800円/b×0. 27

= 21,006円/トン

↓ (10 円未満四捨五入)

= 2 2. 0 1 0 円/5

※上越市ガス水道局一般ガス供給約款 30 条 2 項 (2) で規定する平均原料価格の上限額を超えたため、上限額 1 6, 0 6 0 円 / トッで計算します。

◆ 原料価格変動額の算定

原料価格変動額=平均原料価格-基準平均原料価格

= 16, 060 四/ 1 $_{2}$ - 10, 040 四/ 1 $_{2}$

=6.020円/トン

↓ (100円未満切捨て)

=6,000円//シ

◆ 調整単位料金(1m³あたり)の算定(一般契約B区分の場合)

調整単位料金=基準単位料金+原料価格変動額/100円×0.075円×1.05

- =100.59円+6.000円/100円×0.075円×1.05
- =100.59円+4.725円
- =105.315円
 - ↓ (小数点第3位以下切捨て)

=105.31円

※ 原料価格変動額100円につき基準単位料金単価を1m³あたり0.07875円(0.075円に1.05を乗じた値)調整します。

- 基準単位料金単価に対し、1m3あたり4.72円(税込)調整します。
- 平成25年5月に適用される調整単位料金と比較した場合、同額となります。

原料費調整制度に基づく 平成25年7月のガス料金について

平成 25 年 6 月 5 日 上越市ガス水道局

上越市ガス水道局は、「原料費調整制度」に基づいて平成25年7月検針分に適用される単位料金 を平成25年6月検針分と同額とさせていただきます。

今回のガス料金の調整は平成25年2月~平成25年4月のLNG平均価格(貿易統計値)により 算定された平均原料価格に基づくものです。なお、今回の平均原料価格(21,810円/トン)が上 越市一般ガス供給約款第30条第2項第2号で規定する平均原料価格の上限額を超えたため、上限額 16,060円/トンで計算します。

また、平成25年7月検針分に適用する料金につきましては、広報上越6月15日号での記事掲載、 ガス水道局本局及び営業所の窓口での掲示、検針時に各戸にお届けする「ガス水道使用量のお知らせ (検針票)」等でお知らせいたします。

以上

料 金 表 (平成25年7月)

● 供給約款料金(各月のご使用量に応じてA・B・Cいずれかの料金表が適用されます)平成25年6月に適用する調整単位料金と比較した場合同額となり、基準単位料金に対しては4.72円(税込)上方調整して料金を算定します。

また、基本料金は変わりません。

| 区分 | 料金表A | 料金表B | 料金表C |
|--------|------------------------|----------|-----------|
| 月間使用量 | 0 ~ 2 5 m ³ | 26~250m³ | 2 5 1 m³~ |
| 基本料金 | 257 | 200 | 6.0.0 |
| (円/月) | 3 5 7 | 3 9 9 | 609 |
| 調整単位料金 | 106 00 | 105 21 | 104 47 |
| (円/m³) | 106.99 | 105.31 | 104.47 |
| (参考) | | | |
| 6 月 | (106.99) | (105.31) | (104.47) |
| 調整単位料金 | | | |

【ガス料金の計算式】

1 か月のガス料金 = 基本料金 + ガス使用量 × 基準単位料金(原料費調整制度に基づく 単位料金の調整を行う場合は、その調整単位料金)

(上記計算の結果、1円未満の端数が生じた場合は端数を切り捨てます)

標準家庭における影響

| 1か月のご使用量 | 平成25年7月 適用料金 | 平成25年6月 適用料金 | 増減額 | 増減率 |
|--------------------|--------------|-----------------|------|--------|
| 4 3 m ³ | 4,927円/月 | 4,927円/月 | 0円/月 | 0. 00% |

| | 平成25年2月~平成25年4月 | 平成25年1月~平成25年3月 | |
|----------|-----------------|-----------------|--|
| | (7月検針分に適用) | (6月検針分に適用) | |
| 平均原料価格※1 | 21,810円/トン | 21,010円/トン | |

基準平均原料価格※2

10,040円//シ

- ※1 平均原料価格=LNG平均価格×0.27
- ※2 基準平均原料価格は、料金改定時に設定した原料価格(平成21年6月から8月までのLNG平均価格 37, 190円×0. 27)
- ◆ 平均原料価格の算定

平均原料価格=LNG平均価格(平成25年2月~平成25年4月貿易統計値)×0.27

=80,780円/b×0.27

= 21, 810. 6円/シ

↓ (10 円未満四捨五入)

= 22.810円/トン

※<u>上越市ガス水道局一般ガス供給約款 30 条 2 項 (2) で規定する平均原料価格の上限額を超え</u>たため、上限額 1 6, 0 6 0 円 / トンで計算します。

◆ 原料価格変動額の算定

原料価格変動額=平均原料価格-基準平均原料価格

= 16, 060 四 $/ \sqrt{}_{2} - 10$, 040 四 $/ \sqrt{}_{2}$

=6.020円/トン

↓ (100円未満切捨て)

=6,000円//シ

◆ 調整単位料金(1m³あたり)の算定(一般契約B区分の場合)

調整単位料金=基準単位料金+原料価格変動額/100円×0.075円×1.05

- =100.59 円 + 6, 000円 \angle 100円 \times 0.075 円 \times 1.05
- =100.59円+4.725円
- =105.315円

↓ (小数点第3位以下切捨て)

=105.31円

※ 原料価格変動額100円につき基準単位料金単価を1m³あたり0.07875円(0.075円に1.05を乗じた値)調整します。

- 基準単位料金単価に対し、1m3あたり4.72円(税込)調整します。
- 平成25年6月に適用される調整単位料金と比較した場合、同額となります。

原料費調整制度に基づく 平成25年8月のガス料金について

平成 25 年 7 月 1 日 上越市ガス水道局

上越市ガス水道局は、「原料費調整制度」に基づいて平成25年8月検針分に適用される単位料金 を平成25年7月検針分と同額とさせていただきます。

今回のガス料金の調整は平成25年3月~平成25年5月のLNG平均価格(貿易統計値)により 算定された平均原料価格に基づくものです。なお、今回の平均原料価格(22,280円/トン)が上 越市一般ガス供給約款第30条第2項第2号で規定する平均原料価格の上限額を超えたため、上限額 16,060円/トンで計算します。

また、平成25年8月検針分に適用する料金につきましては、広報上越7月15日号での記事掲載、 ガス水道局本局及び営業所の窓口での掲示、検針時に各戸にお届けする「ガス水道使用量のお知らせ (検針票)」等でお知らせいたします。

以上

料 金 表 (平成25年8月)

● 供給約款料金(各月のご使用量に応じてA・B・Cいずれかの料金表が適用されます)平成25年7月に適用する調整単位料金と比較した場合同額となり、基準単位料金に対しては4.72円(税込)上方調整して料金を算定します。

また、基本料金は変わりません。

| 区分 | 料金表A | 料金表B | 料金表C |
|--------|------------------------|----------|------------------------|
| 月間使用量 | 0 ~ 2 5 m ³ | 26~250m³ | 2 5 1 m ³ ~ |
| 基本料金 | 0.5.7 | 2.0.0 | 6.0.0 |
| (円/月) | 3 5 7 | 3 9 9 | 609 |
| 調整単位料金 | 100.00 | 105 01 | 104 47 |
| (円/m³) | 106.99 | 105.31 | 104.47 |
| (参考) | | | |
| 7月 | (106.99) | (105.31) | (104.47) |
| 調整単位料金 | | | |

【ガス料金の計算式】

1 か月のガス料金 = 基本料金 + ガス使用量 × 基準単位料金(原料費調整制度に基づく 単位料金の調整を行う場合は、その調整単位料金)

(上記計算の結果、1円未満の端数が生じた場合は端数を切り捨てます)

標準家庭における影響

| 1か月のご使用量 | 平成25年8月 適用料金 | 平成25年7月 適用料金 | 増減額 | 増減率 |
|--------------------|--------------|-----------------|------|--------|
| 4 3 m ³ | 4,927円/月 | 4,927円/月 | 0円/月 | 0. 00% |

| | 平成25年3月~平成25年5月 | 平成25年2月~平成25年4月 |
|----------|-----------------|-----------------|
| | (8月検針分に適用) | (7月検針分に適用) |
| 平均原料価格※1 | 22, 280円/トン | 2 1,8 1 0円/トシ |

基準平均原料価格※2

10,040円//シ

- ※1 平均原料価格=LNG平均価格×0.27
- ※2 基準平均原料価格は、料金改定時に設定した原料価格(平成21年6月から8月までのLNG平均価格 37, 190円×0. 27)
- ◆ 平均原料価格の算定

平均原料価格=LNG平均価格(平成25年3月~平成25年5月貿易統計値)×0.27

=82,500円/b×0.27

= 22, 275. 0円/シ

↓ (10 円未満四捨五入)

= 22. 280円/トン

※上越市ガス水道局一般ガス供給約款 30 条 2 項 (2) で規定する平均原料価格の上限額を超えたため、上限額 1 6, 0 6 0 円 / トッで計算します。

◆ 原料価格変動額の算定

原料価格変動額=平均原料価格-基準平均原料価格

= 16, 060 四 $/ \sqrt{}_{2} - 10$, 040 四 $/ \sqrt{}_{2}$

=6.020円/トン

↓ (100円未満切捨て)

=6,000円//シ

◆ 調整単位料金(1m³あたり)の算定(一般契約B区分の場合)

調整単位料金=基準単位料金+原料価格変動額/100円×0.075円×1.05

- =100.59円+6.000円/100円×0.075円×1.05
- =100.59円+4.725円
- =105.315円

↓ (小数点第3位以下切捨て)

=105.31円

※ 原料価格変動額100円につき基準単位料金単価を1m³あたり0.07875円(0.075円に1.05を乗じた値)調整します。

- 基準単位料金単価に対し、1m3あたり4.72円(税込)調整します。
- 平成25年7月に適用される調整単位料金と比較した場合、同額となります。

原料費調整制度に基づく 平成25年9月のガス料金について

平成 25 年 8 月 6 日 上越市ガス水道局

上越市ガス水道局は、「原料費調整制度」に基づいて平成25年9月検針分に適用される単位料金 を平成25年8月検針分と同額とさせていただきます。

今回のガス料金の調整は平成25年4月~平成25年6月のLNG平均価格(貿易統計値)により 算定された平均原料価格に基づくものです。なお、今回の平均原料価格(22,660円/トン)が上 越市一般ガス供給約款第30条第2項第2号で規定する平均原料価格の上限額を超えたため、上限額 16,060円/トンで計算します。

また、平成25年9月検針分に適用する料金につきましては、広報上越8月15日号での記事掲載、 ガス水道局本局及び営業所の窓口での掲示、検針時に各戸にお届けする「ガス水道使用量のお知らせ (検針票)」等でお知らせいたします。

以上

料 金 表 (平成25年9月)

● 供給約款料金(各月のご使用量に応じてA・B・Cいずれかの料金表が適用されます)平成25年8月に適用する調整単位料金と比較した場合同額となり、基準単位料金に対しては4.72円(税込)上方調整して料金を算定します。

また、基本料金は変わりません。

| 区分 | 料金表A | 料金表B | 料金表C |
|--------|------------------------|----------|-----------|
| 月間使用量 | 0 ~ 2 5 m ³ | 26~250m³ | 2 5 1 m³~ |
| 基本料金 | 257 | 200 | 6.0.0 |
| (円/月) | 3 5 7 | 3 9 9 | 609 |
| 調整単位料金 | 100 00 | 105 01 | 104 47 |
| (円/m³) | 106.99 | 105.31 | 104.47 |
| (参考) | | | |
| 8月 | (106.99) | (105.31) | (104.47) |
| 調整単位料金 | | | |

【ガス料金の計算式】

1 か月のガス料金 = 基本料金 + ガス使用量 × 基準単位料金(原料費調整制度に基づく 単位料金の調整を行う場合は、その調整単位料金)

(上記計算の結果、1円未満の端数が生じた場合は端数を切り捨てます)

標準家庭における影響

| 1か月のご使用量 | 平成25年9月 適用料金 | 平成25年8月 適用料金 | 増減額 | 増減率 |
|--------------------|-----------------|-----------------|------|--------|
| 4 3 m ³ | 4,927円/月 | 4,927円/月 | 0円/月 | 0. 00% |

| | 平成25年4月~平成25年6月 | 平成25年3月~平成25年5月 | |
|----------|-----------------|-----------------|--|
| | (9月検針分に適用) | (8月検針分に適用) | |
| 平均原料価格※1 | 2 2,6 6 0 円 🖊 🍾 | 22,280円/トン | |

基準平均原料価格※2

10,040円//シ

- ※1 平均原料価格=LNG平均価格×0.27
- ※2 基準平均原料価格は、料金改定時に設定した原料価格(平成21年6月から8月までのLNG平均価格 37, 190円×0. 27)
- ◆ 平均原料価格の算定

平均原料価格=LNG平均価格(平成25年4月~平成25年6月貿易統計値)×0.27

=83,940円/b×0.27

= 22, 663. 8円/シ

↓ (10 円未満四捨五入)

= 22. 660円/5

※上越市ガス水道局一般ガス供給約款 30 条 2 項 (2) で規定する平均原料価格の上限額を超えたため、上限額 1 6, 0 6 0 円 / トッで計算します。

◆ 原料価格変動額の算定

原料価格変動額=平均原料価格-基準平均原料価格

= 16, 060 四 $/ \sqrt{}_{2} - 10$, 040 四 $/ \sqrt{}_{2}$

=6.020円/トン

↓ (100円未満切捨て)

=6,000円//シ

◆ 調整単位料金(1m³あたり)の算定(一般契約B区分の場合)

調整単位料金=基準単位料金+原料価格変動額/100円×0.075円×1.05

- =100.59 円 + 6, 000円 \angle 100円 \times 0.075 円 \times 1.05
- =100.59円+4.725円
- =105.315円

↓ (小数点第3位以下切捨て)

=105.31円

※ 原料価格変動額100円につき基準単位料金単価を1m³あたり0.07875円(0.075円に1.05を乗じた値)調整します。

- 基準単位料金単価に対し、1m3あたり4.72円(税込)調整します。
- 平成25年8月に適用される調整単位料金と比較した場合、同額となります。

原料費調整制度に基づく 平成25年10月のガス料金について

平成 25 年 8 月 30 日 上越市ガス水道局

上越市ガス水道局は、「原料費調整制度」に基づいて平成25年10月検針分に適用される単位料金を平成25年9月検針分と同額とさせていただきます。

今回のガス料金の調整は平成25年5月~平成25年7月のLNG平均価格(貿易統計値)により 算定された平均原料価格に基づくものです。なお、今回の平均原料価格(22,790円/トン)が上 越市一般ガス供給約款第30条第2項第2号で規定する平均原料価格の上限額を超えたため、上限額 16,060円/トンで計算します。

また、平成25年10月検針分に適用する料金につきましては、広報上越9月15日号での記事掲載、ガス水道局本局及び営業所の窓口での掲示、検針時に各戸にお届けする「ガス水道使用量のお知らせ(検針票)」等でお知らせいたします。

以上

料 金 表 (平成25年10月)

● 供給約款料金(各月のご使用量に応じてA・B・Cいずれかの料金表が適用されます)平成25年9月に適用する調整単位料金と比較した場合同額となり、基準単位料金に対しては4.72円(税込)上方調整して料金を算定します。

また、基本料金は変わりません。

| 区分 | 料金表A | 料金表B | 料金表C |
|--------|------------------------|----------|------------------------|
| 月間使用量 | 0 ~ 2 5 m ³ | 26~250m³ | 2 5 1 m ³ ~ |
| 基本料金 | 257 | 200 | 6.0.0 |
| (円/月) | 3 5 7 | 3 9 9 | 609 |
| 調整単位料金 | 100 00 | 105 01 | 104 47 |
| (円/m³) | 106.99 | 105.31 | 104.47 |
| (参考) | | | |
| 9月 | (106.99) | (105.31) | (104.47) |
| 調整単位料金 | | | |

【ガス料金の計算式】

1 か月のガス料金 = 基本料金 + ガス使用量 × 基準単位料金(原料費調整制度に基づく 単位料金の調整を行う場合は、その調整単位料金)

(上記計算の結果、1円未満の端数が生じた場合は端数を切り捨てます)

標準家庭における影響

| 1か月のご使用量 | 平成25年10月 適用料金 | 平成25年9月 適用料金 | 増減額 | 増減率 |
|--------------------|---------------|-----------------|------|--------|
| 4 3 m ³ | 4,927円/月 | 4,927円/月 | 0円/月 | 0. 00% |

| | 平成25年5月~平成25年7月 | 平成25年4月~平成25年6月 | |
|----------|-----------------|-----------------|--|
| | (10月検針分に適用) | (9月検針分に適用) | |
| 平均原料価格※1 | 22, 790円/トン | 22,660円/トン | |

基準平均原料価格※2

10,040円//シ

- ※1 平均原料価格=LNG平均価格×0.27
- ※2 基準平均原料価格は、料金改定時に設定した原料価格(平成21年6月から8月までのLNG平均価格 37, 190円×0. 27)
- ◆ 平均原料価格の算定

平均原料価格=LNG平均価格(平成25年5月~平成25年7月貿易統計値)×0.27

=84,400円/^ト_ン×0.27

= 22, 788. 0円/シ

↓ (10 円未満四捨五入)

= 22. 790円/5

※上越市ガス水道局一般ガス供給約款 30 条 2 項 (2) で規定する平均原料価格の上限額を超えたため、上限額 1 6, 0 6 0 円 / トッで計算します。

◆ 原料価格変動額の算定

原料価格変動額=平均原料価格-基準平均原料価格

= 16, 060 四 $/ \sqrt{}_{2} - 10$, 040 四 $/ \sqrt{}_{2}$

=6.020円/トン

↓ (100 円未満切捨て)

=6,000円//シ

◆ 調整単位料金(1m³あたり)の算定(一般契約B区分の場合)

調整単位料金=基準単位料金+原料価格変動額/100円×0.075円×1.05

- =100.59円+6.000円/100円×0.075円×1.05
- =100.59円+4.725円
- =105.315円

↓ (小数点第3位以下切捨て)

=105.31円

※ 原料価格変動額100円につき基準単位料金単価を1m³あたり0.07875円(0.075円に1.05を乗じた値)調整します。

- 基準単位料金単価に対し、1m3あたり4.72円(税込)調整します。
- 平成25年9月に適用される調整単位料金と比較した場合、同額となります。

原料費調整制度に基づく 平成25年11月のガス料金について

平成 25 年 10 月 3 日 上越市ガス水道局

上越市ガス水道局は、「原料費調整制度」に基づいて平成25年11月検針分に適用される単位料金を平成25年10月検針分と同額とさせていただきます。

今回のガス料金の調整は平成25年6月~平成25年8月のLNG平均価格(貿易統計値)により 算定された平均原料価格に基づくものです。なお、今回の平均原料価格(22,250円/トン)が上 越市一般ガス供給約款第30条第2項第2号で規定する平均原料価格の上限額を超えたため、上限額 16,060円/トンで計算します。

また、平成25年11月検針分に適用する料金につきましては、広報上越10月15日号での記事掲載、ガス水道局本局及び営業所の窓口での掲示、検針時に各戸にお届けする「ガス水道使用量のお知らせ(検針票)」等でお知らせいたします。

以上

料 金 表 (平成25年11月)

● 供給約款料金(各月のご使用量に応じてA・B・Cいずれかの料金表が適用されます)平成25年10月に適用する調整単位料金と比較した場合同額となり、基準単位料金に対しては4.72円(税込)上方調整して料金を算定します。

また、基本料金は変わりません。

| 区分 | 料金表A | 料金表B | 料金表C |
|--------|------------------------|----------|------------------------|
| 月間使用量 | 0 ~ 2 5 m ³ | 26~250m³ | 2 5 1 m ³ ~ |
| 基本料金 | 257 | 200 | 6.0.0 |
| (円/月) | 3 5 7 | 3 9 9 | 609 |
| 調整単位料金 | 106 00 | 105 21 | 104 47 |
| (円/m³) | 106.99 | 105.31 | 104.47 |
| (参考) | | | |
| 10月 | (106.99) | (105.31) | (104.47) |
| 調整単位料金 | | | |

【ガス料金の計算式】

1 か月のガス料金 = 基本料金 + ガス使用量 × 基準単位料金(原料費調整制度に基づく 単位料金の調整を行う場合は、その調整単位料金)

(上記計算の結果、1円未満の端数が生じた場合は端数を切り捨てます)

標準家庭における影響

| 1か月のご使用量 | 平成25年11月 適用料金 | 平成25年10月 適用料金 | 増減額 | 増減率 |
|--------------------|---------------|------------------|------|--------|
| 4 3 m ³ | 4,927円/月 | 4,927円/月 | 0円/月 | 0. 00% |

※ 当市におけるご家庭 1 件、-ヵ月あたり平均使用量 $4.3 \,\mathrm{m}^3$ ($4.3.1 \,\mathrm{y}$ ガジュール $/\mathrm{m}^3$) に基づいて算出しています。

| | 平成25年6月~平成25年8月 | 平成25年5月~平成25年7月 | |
|----------|-----------------|------------------|--|
| | (11月検針分に適用) | (10月検針分に適用) | |
| 平均原料価格※1 | 22, 250円/トン | 2 2, 7 9 0 円 🖊 🦫 | |

基準平均原料価格※2

10,040円//シ

- ※1 平均原料価格=LNG平均価格×0.27
- ※2 基準平均原料価格は、料金改定時に設定した原料価格(平成21年6月から8月までのLNG平均価格 37, 190円×0. 27)
- ◆ 平均原料価格の算定

平均原料価格=LNG平均価格(平成25年6月~平成25年8月貿易統計値)×0.27

=82,410円/¹>×0.27

= 22, 250. 7円/シ

↓ (10 円未満四捨五入)

= 22, 250円/トン

※上越市ガス水道局一般ガス供給約款 30 条 2 項 (2) で規定する平均原料価格の上限額を超えたため、上限額 1 6, 0 6 0 円 / トッで計算します。

◆ 原料価格変動額の算定

原料価格変動額=平均原料価格-基準平均原料価格

= 16, 060 四 $/ \sqrt{}_{2} - 10$, 040 四 $/ \sqrt{}_{2}$

=6.020円/トン

↓ (100円未満切捨て)

=6,000円//シ

◆ 調整単位料金(1m³あたり)の算定(一般契約B区分の場合)

調整単位料金=基準単位料金+原料価格変動額/100円×0.075円×1.05

- =100.59 円 + 6, 000円 \angle 100円 \times 0.075 円 \times 1.05
- =100.59円+4.725円
- =105.315円
 - ↓ (小数点第3位以下切捨て)
- =105.31円
- ※ 原料価格変動額100円につき基準単位料金単価を1m³あたり0.07875円(0.075円に1.05を乗じた値)調整します。

- 基準単位料金単価に対し、1m3あたり4.72円(税込)調整します。
- 平成25年10月に適用される調整単位料金と比較した場合、同額となります。

原料費調整制度に基づく 平成25年12月のガス料金について

平成 25 年 11 月 21 日 上越市ガス水道局

上越市ガス水道局は、「原料費調整制度」に基づいて平成25年12月検針分に適用される単位料金を平成25年11月検針分と同額とさせていただきます。

今回のガス料金の調整は平成25年7月~平成25年9月のLNG平均価格(貿易統計値)により 算定された平均原料価格に基づくものです。なお、今回の平均原料価格(21,680円/トン)が上 越市一般ガス供給約款第30条第2項第2号で規定する平均原料価格の上限額を超えたため、上限額 16,060円/トンで計算します。

また、平成25年12月検針分に適用する料金につきましては、広報上越11月15日号での記事掲載、ガス水道局本局及び営業所の窓口での掲示、検針時に各戸にお届けする「ガス水道使用量のお知らせ(検針票)」等でお知らせいたします。

以上

料 金 表 (平成25年12月)

● 供給約款料金(各月のご使用量に応じてA・B・Cいずれかの料金表が適用されます)平成25年11月に適用する調整単位料金と比較した場合同額となり、基準単位料金に対しては4.72円(税込)上方調整して料金を算定します。

また、基本料金は変わりません。

| 区分 | 料金表A | 料金表B | 料金表C |
|--------|------------------------|----------|-----------|
| 月間使用量 | 0 ~ 2 5 m ³ | 26~250m³ | 2 5 1 m³~ |
| 基本料金 | 2 5 7 | 2.0.0 | 6.0.0 |
| (円/月) | 3 5 7 | 3 9 9 | 609 |
| 調整単位料金 | 100 00 | 105 01 | 104 47 |
| (円/m³) | 106.99 | 105.31 | 104.47 |
| (参考) | | | |
| 1 1 月 | (106.99) | (105.31) | (104.47) |
| 調整単位料金 | | | |

【ガス料金の計算式】

1 か月のガス料金 = 基本料金 + ガス使用量 × 基準単位料金(原料費調整制度に基づく 単位料金の調整を行う場合は、その調整単位料金)

(上記計算の結果、1円未満の端数が生じた場合は端数を切り捨てます)

標準家庭における影響

| 1か月のご使用量 | 平成25年12月 適用料金 | 平成25年11月 適用料金 | 増減額 | 増減率 |
|--------------------|---------------|------------------|------|-------|
| 4 3 m ³ | 4,927円/月 | 4,927円/月 | 0円/月 | 0.00% |

| | 平成25年7月~平成25年9月 | 平成25年6月~平成25年8月 |
|----------|-----------------|------------------|
| | (12月検針分に適用) | (11月検針分に適用) |
| 平均原料価格※1 | 21,680円/トン | 2 2, 2 5 0 円 🖊 🦫 |

基準平均原料価格※2

10,040円//シ

- ※1 平均原料価格=LNG平均価格×0.27
- ※2 基準平均原料価格は、料金改定時に設定した原料価格(平成21年6月から8月までのLNG平均価格 37,190円×0.27)
- ◆ 平均原料価格の算定

平均原料価格=LNG平均価格(平成25年7月~平成25年9月貿易統計値)×0.27

=80,280円/b×0.27

= 21, 675. 6円/シ

↓ (10 円未満四捨五入)

= 21. 680円/5

※<u>上越市ガス水道局一般ガス供給約款 30 条 2 項 (2) で規定する平均原料価格の上限額を超え</u>たため、上限額 1 6, 0 6 0 円 / トンで計算します。

◆ 原料価格変動額の算定

原料価格変動額=平均原料価格-基準平均原料価格

= 16, 060 四 $/ \sqrt{}_{2} - 10$, 040 四 $/ \sqrt{}_{2}$

=6.020円/トン

↓ (100 円未満切捨て)

=6,000円//シ

◆ 調整単位料金(1m³あたり)の算定(一般契約B区分の場合)

調整単位料金=基準単位料金+原料価格変動額/100円×0.075円×1.05

- =100.59 円 + 6, 000円 \angle 100円 \times 0.075 円 \times 1.05
- =100.59円+4.725円
- =105.315円
 - ↓ (小数点第3位以下切捨て)
- =105.31円
- ※ 原料価格変動額100円につき基準単位料金単価を1m³あたり0.07875円(0.075円に1.05を乗じた値)調整します。

- 基準単位料金単価に対し、1m3あたり4.72円(税込)調整します。
- 平成25年11月に適用される調整単位料金と比較した場合、同額となります。

原料費調整制度に基づく 平成26年1月のガス料金について

平成 25 年 12 月 2 日 上越市ガス水道局

上越市ガス水道局は、「原料費調整制度」に基づいて平成26年1月検針分に適用される単位料金 を平成25年12月検針分と同額とさせていただきます。

今回のガス料金の調整は平成25年8月~平成25年10月のLNG平均価格(貿易統計値)により算定された平均原料価格に基づくものです。なお、今回の平均原料価格(21,080円/トッ)が上越市一般ガス供給約款第30条第2項第2号で規定する平均原料価格の上限額を超えたため、上限額16,060円/トッで計算します。

また、平成26年1月検針分に適用する料金につきましては、広報上越12月15日号での記事掲載、ガス水道局本局及び営業所の窓口での掲示、検針時に各戸にお届けする「ガス水道使用量のお知らせ(検針票)」等でお知らせいたします。

以上

料 金 表 (平成26年1月)

● 供給約款料金(各月のご使用量に応じてA・B・Cいずれかの料金表が適用されます)平成25年12月に適用する調整単位料金と比較した場合同額となり、基準単位料金に対しては4.72円(税込)上方調整して料金を算定します。

また、基本料金は変わりません。

| 区分 | 料金表A | 料金表B | 料金表C |
|--------|------------------------|----------|------------------------|
| 月間使用量 | 0 ~ 2 5 m ³ | 26~250m³ | 2 5 1 m ³ ~ |
| 基本料金 | 357 | 399 | 6.0.0 |
| (円/月) | 357 | 399 | 609 |
| 調整単位料金 | 100 00 | 105 01 | 104 47 |
| (円/m³) | 106.99 | 105.31 | 104.47 |
| (参考) | | | |
| 12月 | (106.99) | (105.31) | (104.47) |
| 調整単位料金 | | | |

【ガス料金の計算式】

1 か月のガス料金 = 基本料金 + ガス使用量 × 基準単位料金(原料費調整制度に基づく 単位料金の調整を行う場合は、その調整単位料金)

(上記計算の結果、1円未満の端数が生じた場合は端数を切り捨てます)

標準家庭における影響

| 1か月のご使用量 | 平成26年1月 適用料金 | 平成25年12月 適用料金 | 増減額 | 増減率 |
|--------------------|-----------------|------------------|------|--------|
| 4 3 m ³ | 4,927円/月 | 4,927円/月 | 0円/月 | 0. 00% |

| | 平成25年8月~平成25年10月 | 平成25年7月~平成25年9月 |
|----------|------------------|------------------|
| | (1月検針分に適用) | (12月検針分に適用) |
| 平均原料価格※1 | 21,080円/トン | 2 1,6 8 0 円 / トン |

基準平均原料価格※2

10,040円/シ

- ※1 平均原料価格=LNG平均価格×0.27
- ※2 基準平均原料価格は、料金改定時に設定した原料価格(平成21年6月から8月までのLNG平均価格 37, 190円×0. 27)
- ◆ 平均原料価格の算定

平均原料価格=LNG平均価格(平成25年8月~平成25年10月貿易統計値)×0.27

= 78,060円/b×0.27

= 21,076.2円/シ

↓ (10 円未満四捨五入)

= 21. 080円/5

※上越市ガス水道局一般ガス供給約款 30 条 2 項 (2) で規定する平均原料価格の上限額を超えたため、上限額 1 6, 0 6 0 円 / トッで計算します。

◆ 原料価格変動額の算定

原料価格変動額=平均原料価格-基準平均原料価格

= 16, 060 四 $/ \sqrt{}_{2} - 10$, 040 四 $/ \sqrt{}_{2}$

=6.020円/トン

↓ (100 円未満切捨て)

=6,000円//シ

◆ 調整単位料金(1m³あたり)の算定(一般契約B区分の場合)

調整単位料金=基準単位料金+原料価格変動額/100円×0.075円×1.05

- =100.59 円 + 6, 000円 \angle 100円 \times 0.075 円 \times 1.05
- =100.59円+4.725円
- =105.315円
 - ↓ (小数点第3位以下切捨て)

=105.31円

※ 原料価格変動額100円につき基準単位料金単価を1m³あたり0.07875円(0.075円に1.05を乗じた値)調整します。

- 基準単位料金単価に対し、1m3あたり4.72円(税込)調整します。
- 平成25年12月に適用される調整単位料金と比較した場合、同額となります。

原料費調整制度に基づく 平成26年2月のガス料金について

平成 25 年 12 月 27 日 上越市ガス水道局

上越市ガス水道局は、「原料費調整制度」に基づいて平成26年2月検針分に適用される単位料金 を平成26年1月検針分と同額とさせていただきます。

今回のガス料金の調整は平成25年9月~平成25年11月のLNG平均価格(貿易統計値)により算定された平均原料価格に基づくものです。なお、今回の平均原料価格(21,150円/トッ)が上越市一般ガス供給約款第30条第2項第2号で規定する平均原料価格の上限額を超えたため、上限額16,060円/トッで計算します。

また、平成26年2月検針分に適用する料金につきましては、広報上越1月15日号での記事掲載、 ガス水道局本局及び営業所の窓口での掲示、検針時に各戸にお届けする「ガス水道使用量のお知らせ (検針票)」等でお知らせいたします。

以上

料 金 表 (平成26年2月)

● 供給約款料金(各月のご使用量に応じてA・B・Cいずれかの料金表が適用されます)平成26年1月に適用する調整単位料金と比較した場合同額となり、基準単位料金に対しては4.72円(税込)上方調整して料金を算定します。

また、基本料金は変わりません。

| 区分 | 料金表A | 料金表B | 料金表C |
|--------|-------------------|----------|------------------------|
| 月間使用量 | 0 ~ 2 5 m³ | 26~250m³ | 2 5 1 m ³ ~ |
| 基本料金 | 357 | 399 | 6.0.0 |
| (円/月) | 357 | 399 | 609 |
| 調整単位料金 | 100 00 | 105 01 | 104 47 |
| (円/m³) | 106.99 | 105.31 | 104.47 |
| (参考) | | | |
| 1月 | (106.99) | (105.31) | (104.47) |
| 調整単位料金 | | | |

【ガス料金の計算式】

1 か月のガス料金 = 基本料金 + ガス使用量 × 基準単位料金(原料費調整制度に基づく 単位料金の調整を行う場合は、その調整単位料金)

(上記計算の結果、1円未満の端数が生じた場合は端数を切り捨てます)

標準家庭における影響

| 1か月のご使用量 | 平成26年2月 適用料金 | 平成26年1月 適用料金 | 増減額 | 増減率 |
|--------------------|--------------|-----------------|------|--------|
| 4 3 m ³ | 4,927円/月 | 4,927円/月 | 0円/月 | 0. 00% |

| | 平成25年9月~平成25年11月 | 平成25年8月~平成25年10月 | |
|----------|-----------------------|------------------|--|
| | (2月検針分に適用) (1月検針分に適用) | | |
| 平均原料価格※1 | 2 1, 1 5 0 円/トシ | 21,080円/トン | |

基準平均原料価格※2

10,040円/シ

- ※1 平均原料価格=LNG平均価格×0.27
- ※2 基準平均原料価格は、料金改定時に設定した原料価格(平成21年6月から8月までのLNG平均価格 37, 190円×0. 27)
- ◆ 平均原料価格の算定

平均原料価格=LNG平均価格(平成25年9月~平成25年11月貿易統計値)×0.27

=78,340円/¹>×0.27

= 21, 151. 8円/シ

↓ (10 円未満四捨五入)

= 21. 150円/5

※上越市ガス水道局一般ガス供給約款 30 条 2 項 (2) で規定する平均原料価格の上限額を超えたため、上限額 1 6, 0 6 0 円 / トッで計算します。

◆ 原料価格変動額の算定

原料価格変動額=平均原料価格-基準平均原料価格

= 16, 060 四 $/ \sqrt{}_{2} - 10$, 040 四 $/ \sqrt{}_{2}$

=6.020円/トン

↓ (100円未満切捨て)

=6,000円//シ

◆ 調整単位料金(1m³あたり)の算定(一般契約B区分の場合)

調整単位料金=基準単位料金+原料価格変動額/100円×0.075円×1.05

- =100.59 円 + 6, 000円 \angle 100円 \times 0.075 円 \times 1.05
- =100.59円+4.725円
- =105.315円
 - ↓ (小数点第3位以下切捨て)

=105.31円

※ 原料価格変動額100円につき基準単位料金単価を1m³あたり0.07875円(0.075円に1.05を乗じた値)調整します。

- 基準単位料金単価に対し、1m3あたり4.72円(税込)調整します。
- 平成26年1月に適用される調整単位料金と比較した場合、同額となります。

原料費調整制度に基づく 平成26年3月のガス料金について

平成26年2月3日 上越市ガス水道局

上越市ガス水道局は、「原料費調整制度」に基づいて平成26年3月検針分に適用される単位料金 を平成26年2月検針分と同額とさせていただきます。

今回のガス料金の調整は平成25年10月~平成25年12月のLNG平均価格(貿易統計値)により算定された平均原料価格に基づくものです。なお、今回の平均原料価格(21,890円/トッ)が上越市一般ガス供給約款第30条第2項第2号で規定する平均原料価格の上限額を超えたため、上限額16,060円/トッで計算します。

また、平成26年3月検針分に適用する料金につきましては、広報上越2月15日号での記事掲載、 ガス水道局本局及び営業所の窓口での掲示、検針時に各戸にお届けする「ガス水道使用量のお知らせ (検針票)」等でお知らせいたします。

以上

料 金 表 (平成26年3月)

● 供給約款料金(各月のご使用量に応じてA・B・Cいずれかの料金表が適用されます)平成26年2月に適用する調整単位料金と比較した場合同額となり、基準単位料金に対しては4.72円(税込)上方調整して料金を算定します。

また、基本料金は変わりません。

| 区分 | 料金表A | 料金表B | 料金表C |
|--------|------------------------|----------|------------------------|
| 月間使用量 | 0 ~ 2 5 m ³ | 26~250m³ | 2 5 1 m ³ ~ |
| 基本料金 | 357 | 399 | 6.0.0 |
| (円/月) | 357 | 399 | 609 |
| 調整単位料金 | 100 00 | 105 01 | 104 47 |
| (円/m³) | 106.99 | 105.31 | 104.47 |
| (参考) | | | |
| 2月 | (106.99) | (105.31) | (104.47) |
| 調整単位料金 | | | |

【ガス料金の計算式】

1 か月のガス料金 = 基本料金 + ガス使用量 × 基準単位料金(原料費調整制度に基づく 単位料金の調整を行う場合は、その調整単位料金)

(上記計算の結果、1円未満の端数が生じた場合は端数を切り捨てます)

標準家庭における影響

| 1か月のご使用量 | 平成26年3月 適用料金 | 平成26年2月 適用料金 | 増減額 | 増減率 |
|--------------------|-----------------|-----------------|------|--------|
| 4 3 m ³ | 4,927円/月 | 4,927円/月 | 0円/月 | 0. 00% |

| | 平成25年10月~平成25年12月 | 平成25年9月~平成25年11月 |
|----------|-------------------|------------------|
| | (3月検針分に適用) | (2月検針分に適用) |
| 平均原料価格※1 | 2 1,8 9 0円/トン | 2 1,150円/トン |

基準平均原料価格※2

10,040円//シ

- ※1 平均原料価格=LNG平均価格×0.27
- ※2 基準平均原料価格は、料金改定時に設定した原料価格(平成21年6月から8月までのLNG平均価格 37, 190円×0. 27)
- ◆ 平均原料価格の算定

平均原料価格=LNG平均価格(平成25年10月~平成25年12月貿易統計値)×0.27

=81,080円/^ト_ン×0.27

= 21,891.6円/シ

↓ (10 円未満四捨五入)

= 21.890円/5

※<u>上越市ガス水道局一般ガス供給約款 30 条 2 項 (2) で規定する平均原料価格の上限額を超え</u>たため、上限額 1 6, 0 6 0 円 / トッで計算します。

◆ 原料価格変動額の算定

原料価格変動額=平均原料価格-基準平均原料価格

= 16, 060 四 $/ \sqrt{}_{2} - 10$, 040 四 $/ \sqrt{}_{2}$

=6.020円/トン

↓ (100円未満切捨て)

=6,000円//シ

◆ 調整単位料金(1m³あたり)の算定(一般契約B区分の場合)

調整単位料金=基準単位料金+原料価格変動額/100円×0.075円×1.05

- =100.59 円 + 6, 000円 \angle 100円 \times 0.075 円 \times 1.05
- =100.59円+4.725円
- =105.315円

↓ (小数点第3位以下切捨て)

=105.31円

※ 原料価格変動額100円につき基準単位料金単価を1m³あたり0.07875円(0.075円に1.05を乗じた値)調整します。

- 基準単位料金単価に対し、1m3あたり4.72円(税込)調整します。
- 平成26年2月に適用される調整単位料金と比較した場合、同額となります。